3　借款は、融資計画に基づきアフリカ開発銀行が最終借入人に対して既に行ったか又は将来行う融資又はアフリカ開発銀行が他の主体に対して既に行ったか又は将来行う出資に充てるために使用に供される。

4　アフリカ開発銀行は、借款の資金が適正に、かつ、専ら融資計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　アフリカ開発銀行は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　融資計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　融資計画に関する必要なその他の情報

6　日本国政府及びアフリカ開発銀行は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴下に向かって敬意を表します。

二千十七年五月十七日にアビジャンで

在コートジボワール共和国

日本国臨時代理大使　村田優久夫

アフリカ開発銀行

上級副総裁　チャールズ・ボアマ殿

（アフリカ開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十七年五月十七日にアビジャンで

アフリカ開発銀行

上級副総裁　チャールズ・ボアマ

在コートジボワール共和国

日本国臨時代理大使　村田優久夫殿

○外務省告示第百八十八号

平成二十九年五月二十二日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国における第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十四億千二百万円

3　署名者

日　本　側　櫻井修一在ヨルダン大使

国際連合側　バナ・カロティ国際連合プロジェクト・サービス機関在中東地域事務所長

平成二十九年六月一日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十六条の六の二第三項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百四十九条の六の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）を廃止する告示を次のとおり定め、平成二十九年六月一日から適用する。

平成二十九年六月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品（平成二十六年厚生労働省告示第五百九号）は、廃止する。

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字田野小字笹場山八、一〇、一二、一三、二四〇三、二四〇四、八〇〇六の一、八〇〇六の二、八〇〇七の一、八〇一四、八〇一五、小字堂田六三の三、六六の一、六六の二、六七、八〇六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字笹場山一二・八〇一五・小字堂田六六の一・八〇六五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府綾部市中筋町家ノ谷三の乙、五から二六まで、九の乙、一三の一、一三の乙、二四の乙、烏尾二七から三三まで、三三の乙、三七から四三まで、四六、四九から五七まで、四九の二、五八の一、五八の二、五九から六一まで、七九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

家ノ谷七・八・九の乙・一〇・一一・一三の一・一四・一五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一二、一三、烏尾四九から五二まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市足立字足立山四〇二一の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　鉱業用地とするため

○農林水産省告示第九百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第八条第三項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日付けをもって次のように肥料を仮登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣　山本　有二

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第446号	ディーエムケイカル	株式会社エヌジェイ・エコサービス	福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59